

(証券コード：7255)

2022年6月10日

株 主 各 位

静岡県浜松市東区半田町720番地
株式会社 桜井製作所
代表取締役社長 櫻 井 成 二

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 静岡県浜松市東区半田町720番地
当会社 本社会議室
感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等により議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット等による議決権行使を有効な意思表示として取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な意思表示として取り扱わせていただきます。

なお本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurai-net.co.jp>) において周知させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakurai-net.co.jp>) に掲載しております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれておりません。

《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

インターネット（パソコン、携帯電話、スマートフォン）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net/>）をご利用いただくことによつてのみ可能となります。

1. スマートフォンをご利用の場合

議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、議決権行使画面案内に従つて議決権を行使することができます。この場合、「議決権行使コード」および「パスワード」の入力は不要となります。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。（QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。）

2. パソコンまたは携帯電話をご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて議決権を行使してください。なお、バーコード読み取り機能付の携帯電話をご利用の場合、議決権行使書用紙に記載された「携帯用QR」を読み取ることにより、議決権行使ウェブサイトアクセスすることができます。

（ご注意）

インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によつてはご利用いただけない場合がございます。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大傾向の中、日本国内においては、その感染症拡大により企業活動への影響が拡大しました。緊急事態宣言は9月に解除され経済活動の再開の動きが見られたものの、新たな変異株の急速な拡大により新型コロナウイルス感染症が再拡大し、加えてサプライチェーンの停滞および半導体不足や原材料価格の高騰などの影響から、景気の先行きは極めて不透明な状況のまま推移しました。

一方、海外においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加えて、ウクライナおよびロシアの情勢変化が世界経済へのマイナスのインパクトを与える等、国内同様に先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のもと当社は、新規取引先の拡大や顧客にコストメリットがある商品を提案提供し、収益を確保することを最重要項目としてまいりました。その結果、自動車部品製造事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた汎用機部品および四輪部品の受注を回復することができ、当連結会計年度の売上高・利益は前連結会計年度の水準と比較して増加しました。工作機械製造事業では、依然として世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受け、専用機等の受注が進まず、当連結会計年度の売上高・利益は、前々連結会計年度の水準まで回復することができませんでした。なお、前連結会計年度に続き営業活動を強化すべく、展示会への出展等に取り組み、新規顧客の開拓および受注確保に努めてまいります。さらに世界的な脱炭素社会への潮流において、前連結会計年度に続き、電動車(EV)における関連製品の割合を増やしてまいります。

事業別の状況は、次のとおりであります。

(自動車部品製造事業)

国内では四輪部品等の受注増により売上高は増加しました。その結果、売上高は3,960百万円（前期は2,639百万円）となりました。セグメント利益につきましては売上高と同様の理由により472百万円（前期はセグメント損失127百万円）となりました。

(工作機械製造事業)

海外向けの専用機が増加したこと等により売上高は911百万円（前期は775百万円）となりました。セグメント損失につきましては、売上高は増加しましたが、売上原価の増加等の理由により444百万円（前期はセグメント損失432百万円）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,871百万円（前期は3,414百万円）、営業利益28百万円（前期は営業損失560百万円）、経常利益188百万円（前期は経常損失393百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は185百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失372百万円）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額587百万円となりました。主なものは自動車部品製造事業の生産性向上のための機械設備等であり、これに要した資金は自己資金によります。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症における世界経済へのマイナスのインパクトを主として、半導体不足や原材料価格の高騰等をはじめとする懸念材料も多く、事業を取り巻く環境は不透明な状況にあります。

このような状況の中、工作機械製造事業におきましては、ロータリーフライス盤、ターレックス・キュービック（多軸ヘッド交換型専用機）、B-Trim（5軸バリ取りセンター）の標準機の競争力強化に力を注ぐとともに、当社が得意とする高効率専用機の提案型営業販売を進めてまいります。

自動車部品製造事業におきましては、高難度品、高精度品のエンジン廻り部品を中心に受注活動を行い、また、高品質、高い加工技術を活かし航空宇宙等成長産業への展開を継続して行ってまいります。特に脱炭素社会への潮流が世界的に加速する中、電動車（EV）における関連製品の割合を増やしていく予定であります。

今後も当社は、激変する時代に勝ち抜くため、海外子会社と連携を強化した営業活動を行い、自動車部品加工と工作機械製造の結合企業であるという特性を十分に発揮し、共創に依る製造を展開することでグループ全体の収益確保に努めてまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症における収束分析に加え、半導体不足や原材料価格の高騰等に対応できる様万全を期します。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 事業セグメント別売上高

事業区分 \ 期別	第 73 期 (2020年度)	第 74 期 (2021年度)
自動車部品製造事業	2,639百万円	3,960百万円
工作機械製造事業	775百万円	911百万円
合 計	3,414百万円	4,871百万円

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 71 期 (2018年度)	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)	第 74 期 (2021年度)
売 上 高 (百万円)	5,915	6,242	3,414	4,871
経常利益又 は経常損失 (〃) (△)	101	115	△393	188
親会社株主 に帰属する 当期純利益 (〃) 又は当期純 損失 (△)	92	84	△372	185
1株当たり 当期純利益 (円) 又は当期純 損失 (△)	23.67	22.08	△100.09	50.71
総 資 産 (百万円)	7,929	7,810	7,694	7,339
純 資 産 (〃)	5,348	5,279	4,872	4,977

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 71 期 (2018年度)	第 72 期 (2019年度)	第 73 期 (2020年度)	第 74 期 (2021年度)
売 上 高 (百万円)	4,981	5,581	2,978	4,183
経常利益又 は経常損失 (〃) (△)	126	157	△330	129
当期純利益又は 当期純損失 (〃) (△)	119	126	△308	128
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失 (円) (△)	30.48	33.22	△83.12	35.16
総 資 産 (百万円)	7,670	7,590	7,557	7,165
純 資 産 (〃)	5,390	5,366	5,045	5,089

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- 自動車部品ならびに各種精密部品の製造販売 (自動車部品製造事業)
- 工作機械の製造販売 (工作機械製造事業)

(7) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

①当社の主要な営業所

本社および船岡工場 (工作機械製造事業)	静岡県浜松市東区半田町720番地
細江工場 (自動車部品製造事業)	静岡県浜松市北区細江町中川7000-18

②子会社

SAKURAI VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ハノイ市
SAKURAI U. S. A., CO.	アメリカ オハイオ州

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
329名	19名増

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
212名	5名増	39.8歳	15.9年

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社静岡銀行	624,894千円
浜松磐田信用金庫	227,072千円
株式会社商工組合中央金庫	205,087千円
株式会社三井住友銀行	77,087千円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の連結子会社は下記の2社であります。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SAKURAI VIETNAM CO., LTD.	500万米ドル	100%	工作機械および精密機械部品の製造販売、輸送用機器の部品製造販売
SAKURAI U. S. A., CO.	10万米ドル	100%	工作機械の販売、メンテナンス・アフターケア等

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,000,000株(自己株式341,537株を含む)
- ③ 株主数 794名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
桜井興産株式会社	920,000株	25.15%
桜井取引先持株会	347,400株	9.50%
櫻井美枝子	315,933株	8.64%
株式会社不二	226,600株	6.19%
櫻井成二	143,133株	3.91%
桜井製作所従業員持株会	88,200株	2.41%
前田順子	70,900株	1.94%
株式会社古橋	64,000株	1.75%
池崎弘昌	40,000株	1.09%
有限会社大庭製作所	38,400株	1.05%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(341,537株)を控除して計算しております。
2. 自己株式は上記大株主から除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻 井 成 二	
取 締 役	河 合 誠 一 郎	部品部長兼総務部長
取 締 役	櫻 井 美 枝 子	桜井興産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	関 伸 一	関ものづくり研究所代表 株式会社Fiot取締役 株式会社エコム社外取締役（監査等委員） 静岡大学工学部大学院客員教授
常 勤 監 査 役	川 東 宏 二	
監 査 役	石 塚 尚	弁護士 エンシュウ株式会社 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	鈴 木 修 一 郎	税理士 磐田化学工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 関伸一氏は、社外取締役であります。
 2. 石塚尚氏および鈴木修一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、監査役石塚尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役鈴木修一郎氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

- ①取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の報酬限度額は1991年6月27日開催の第43回定時株主総会において、月額9百万円以内（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数6名）と決議されております。また、監査役の報酬限度額は1997年6月27日開催の第49回定時株主総会において、月額2百万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数2名）と決議されております。
- ②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長櫻井成二が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記内容に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	54,330 (6,000)	54,330 (6,000)	- (-)	- (-)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,320 (7,920)	13,320 (7,920)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役石塚尚氏はエンシュウ株式会社の社外取締役（監査等委員）
であります。エンシュウ株式会社は当社の取引先であります。

取締役関伸一氏は関ものづくり研究所代表であります。

関ものづくり研究所は当社の取引先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	関 伸 一	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に会社の経営者としての豊富な経験および幅広い見識に基づく見地から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言および提言を行うなど、適切な役割を果たしております。
監 査 役	石 塚 尚	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。
監 査 役	鈴木修一郎	当期開催の取締役会10回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険の内容の概要等

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な海外子会社SAKURAI VIETNAM CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合において、必要と判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法などの法令に違反した場合、公序良俗に反する行為があった場合など、適正な監査業務の執行に支障をきたす恐れがある場合のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性、信頼性、効率性などが適切であるかについて確認し、必要がある場合には、会計監査人の解任または不再任を検討し、必要と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は1百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当の取締役の指揮・監督のもと、全社横断的なコンプライアンス体制を確立する。

コンプライアンス活動を充実させ、法令遵守の徹底、および企業倫理の向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規定に基づき、法令上保存が義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書等を書面または電磁的媒体に記録し、保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスクの管理については担当部署を決め、規則、ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。

新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は取締役会に報告し、責任者を決定し、速やかに対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的な目標および効率的達成の方法を取締役会が定め、達成に努める。

取締役会は結果をレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

セグメント別の事業に関して責任を負う取締役または執行役員を決め、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する。当社は子会社の業務執行を管理し、子会社は定期的に当社の生産会議、部長会において業務執行について報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は社員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項および監査役からの要請事項が速やかに報告できる体制を整備する。また、当該報告を行った取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(8) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を遂行するために生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、事由、金額等を明記した書面にに基づき、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を行う。

(9) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査業務を円滑に進めるため、取締役会、部長会、各部生産会議等に参加する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。

また、必要に応じ、警察当局、顧問弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における主な運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の業務の執行について

「取締役会規程」に基づき、当事業年度において取締役会を10回開催し、法令又は定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに取締役の職務の執行の監督を行っております。また、業務執行について報告、協議を行う部長会も12回開催し、業務執行の適正性を確保しております。

(2) 監査役の業務の執行について

監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき監査を実施しています。当事業年度において監査役会を15回開催しています。また、監査役は取締役会への出席ならびに常勤監査役による部長会等の重要な会議への出席および取締役、使用人へのヒヤリングを通して、内部統制の整備、運用状況について確認をしております。

(3) 子会社における業務の適正の確保について

子会社につきましては毎月、当社の生産会議および部長会においてテレビ会議により、業務執行について報告を受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,174,311	流動負債	1,134,455
現金及び預金	1,155,010	買掛金	330,014
受取手形	20,905	1年内返済予定の長期借入金	479,123
売掛金	488,391	未払金	172,387
電子記録債権	68,530	未払法人税等	3,466
製品	115,747	未払消費税等	19,774
仕掛品	199,678	前受金	42,439
原材料及び貯蔵品	61,559	賞与引当金	58,170
その他	64,972	受注損失引当金	8,683
貸倒引当金	△485	その他	20,395
		固定負債	1,227,091
固定資産	5,164,773	長期借入金	655,017
有形固定資産	3,788,997	繰延税金負債	216,969
建物及び構築物	944,084	役員退職慰労引当金	9,368
機械装置及び運搬具	1,852,010	退職給付に係る負債	222,549
土地	726,503	資産除去債務	61,336
建設仮勘定	157,313	その他	61,850
その他	109,085		
		負債合計	2,361,547
無形固定資産	64,962	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,310,813	株主資本	4,931,111
投資有価証券	556,010	資本金	100,000
組合預け金	448,152	資本剰余金	126,263
その他	306,650	利益剰余金	4,883,750
		自己株式	△178,902
		その他の包括利益累計額	46,426
		その他有価証券評価差額金	197,618
		繰延ヘッジ損益	△5,548
		為替換算調整勘定	△145,643
		純資産合計	4,977,538
資産合計	7,339,085	負債純資産合計	7,339,085

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,871,567
売上原価		4,230,266
売上総利益		641,300
販売費及び一般管理費		612,943
営業利益		28,356
営業外収益		
受取利息	300	
受取配当金	17,323	
受取賃貸料	52,349	
為替差益	42,109	
売電収入	26,601	
補助金収入	36,853	
雑収入	20,901	196,439
営業外費用		
支払利息	7,790	
賃貸収入原価	18,331	
売電費用	9,365	
雑損	368	35,857
経常利益		188,938
特別利益		
固定資産売却益	353	353
特別損失		
固定資産廃棄損	0	0
税金等調整前当期純利益		189,292
法人税、住民税及び事業税	3,354	
法人税等調整額	-	3,354
当期純利益		185,937
親会社株主に帰属する当期純利益		185,937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
2021年4月1日残高	100,000	126,263	4,777,535	△166,500	4,837,299
会社方針の変更による 累積的影響額			△31,833		△31,833
会計方針の変更を反映した 当期首残高	100,000	126,263	4,745,702	△166,500	4,805,465
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△47,890		△47,890
親会社株主に帰属する 当期純利益			185,937		185,937
自己株式の取得				△12,401	△12,401
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	138,047	△12,401	125,645
2022年3月31日残高	100,000	126,263	4,883,750	△178,902	4,931,111

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
2021年4月1日残高	185,137	△290	△149,875	34,972	4,872,271
会計方針の変更による 累積的影響額					△31,833
会計方針の変更を反映した 当期首残高	185,137	△290	△149,875	34,972	4,840,438
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当					△47,890
親会社株主に帰属する 当期純利益					185,937
自己株式の取得					△12,401
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	12,481	△5,258	4,231	11,454	11,454
連結会計年度中の 変動額合計	12,481	△5,258	4,231	11,454	137,100
2022年3月31日残高	197,618	△5,548	△145,643	46,426	4,977,538

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,070,410	流 動 負 債	930,290
現金及び預金	945,758	買掛金	194,232
受取手形	20,905	1年内返済予定の長期借入金	456,000
売掛金	452,051	未払金	164,464
電子記録債権	68,530	未払費用	10,677
製品	62,733	未払法人税等	936
仕掛品	171,974	未払消費税等	19,774
原材料及び貯蔵品	41,353	預り金	2,310
関係会社短期貸付金	287,663	前受金	7,633
その他	20,339	賞与引当金	58,170
貸倒引当金	△900	リース債権	1,858
		注損失引当金	8,683
		その他	5,548
固 定 資 産	5,095,082	固 定 負 債	1,146,082
(有形固定資産)	(3,473,410)	長期借入金	620,333
建築物	793,865	リース債権	5,111
構築物	21,823	繰延税金負債	216,969
機械及び装置	1,708,493	退職給付引当金	215,561
車両運搬具	13,264	役員退職慰労引当金	9,368
工具、器具及び備品	101,402	資産除去債務	21,999
リース資産	6,815	その他	56,739
土地	680,187	負 債 合 計	2,076,373
建設仮勘定	147,558	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	
		資 本 金	100,000
(無形固定資産)	(64,939)	資 本 剰 余 金	126,263
借地権	399	資 本 準 備 金	126,263
ソフトウェア	64,289	利 益 剰 余 金	4,849,688
電話加入権	250	利 益 準 備 金	50,175
		その他利益剰余金	4,799,513
(投資その他の資産)	(1,556,732)	固定資産圧縮積立金	244,119
投資有価証券	556,010	別 途 積 立 金	4,280,000
関係会社株式	172,473	繰越利益剰余金	275,393
出資金	3,090	自 己 株 式	△178,902
関係会社長期貸付金	73,446	株 主 資 本 合 計	4,897,049
組合預け金	448,152	評 価 ・ 換 算 差 額 等	192,070
投資不動産	277,026	その他有価証券評価差額金	197,618
その他	26,534	繰延ヘッジ損益	△5,548
		純 資 産 合 計	5,089,119
資 産 合 計	7,165,493	負 債 純 資 産 合 計	7,165,493

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,183,718
売 上 原 価		3,673,862
売 上 総 利 益		509,856
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		542,966
営 業 損 失		33,109
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,637	
受 取 配 当 金	17,323	
受 取 賃 貸 料	52,349	
為 替 差 益	38,864	
売 電 収 入	26,601	
雑 収 入	20,550	
補 助 金 収 入	36,853	197,179
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,749	
賃 貸 収 入 原 価	18,331	
売 電 費 用	9,365	
雑 損 失	132	34,579
経 常 利 益		129,490
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	353	353
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		129,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	936	
法 人 税 等 調 整 額	-	936
当 期 純 利 益		128,907

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本 準備金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
			固 定 資 産 正 縮 積 立 金	別 途 積 立 金			
2021年4月1日残高	100,000	126,263	50,175	244,119	4,280,000	226,210	4,800,504
会計方針の変更による累積的影響額						△31,833	△31,833
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	126,263	50,175	244,119	4,280,000	194,377	4,768,671
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△47,890	△47,890
当期純利益						128,907	128,907
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	81,016	81,016
2022年3月31日残高	100,000	126,263	50,175	244,119	4,280,000	275,393	4,849,688

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計	
2021年4月1日残高	△166,500	4,860,268	185,137	△290	184,847	5,045,115
会計方針の変更による累積的影響額		△31,833				△31,833
会計方針の変更を反映した当期首残高	△166,500	4,828,434	185,137	△290	184,847	5,013,282
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△47,890				△47,890
当期純利益		128,907				128,907
自己株式の取得	△12,401	△12,401				△12,401
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	12,481	△5,258	7,222	7,222
事業年度中の変動額合計	△12,401	68,614	12,481	△5,258	7,222	75,837
2022年3月31日残高	△178,902	4,897,049	197,618	△5,548	192,070	5,089,119

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社桜井製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂 博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 博生

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社桜井製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社桜井製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成するこ

とが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社桜井製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

二階堂 博文

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 博生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社桜井製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適

切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、アーク有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年（令和4年）5月17日

株式会社 桜井製作所 監査役会
常勤監査役 川東 宏二
監査役 石塚 尚
監査役 鈴木 修一郎

(注) 監査役石塚尚及び監査役鈴木修一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様に対し、安定した利益還元に努めることを基本方針としております。当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおり剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は54,876,945円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、<u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><削除></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名が任期満了となります。つきましては一層の経営基盤の強化、充実を図るため1名増員いたしたく取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	さくらい せいじ 櫻井 成二 (1976年12月9日)	1999年8月 桜井興産株式会社入社 1999年8月 桜井興産株式会社取締役(現任) 2010年6月 当社取締役 2014年5月 当社代表取締役社長(現任)	143,133株
2	かわい せいいちろう 河合 誠一郎 (1961年2月10日)	1983年4月 当社入社 2002年8月 SAKURAI VIETNAM CO., LTD. 代表取締役社長 2009年4月 当社工機部長 2010年6月 当社取締役工機部長 2012年6月 当社取締役退任 2015年11月 当社部品部長 2016年6月 当社取締役(現任) 2018年4月 当社部品部長兼総務部長(現任)	17,000株
3	さくらい みえこ 櫻井 美枝子 (1945年8月3日)	1993年1月 当社入社 1993年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職状況) 桜井興産株式会社代表取締役社長	315,933株
4	さくらい こうじ 櫻井 耕二 (1978年10月2日) 【新任】	2003年4月 桜井興産株式会社入社 2018年4月 桜井興産株式会社取締役(現任) (重要な兼職状況) GSE協同組合代表理事	20,900株
5	せき しんいち 関 伸一 (1958年3月14日)	1981年4月 東京シート株式会社(現ティ・エステック株式会社)入社 1992年7月 ローランドディー・ジー株式会社入社 2008年4月 株式会社ミスミグループ本社入社 2010年3月 関ものづくり研究所代表(現任) 2018年5月 株式会社Fiot取締役(現任) 2019年11月 株式会社エコム社外取締役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職状況) 関ものづくり研究所代表 株式会社Fiot取締役 株式会社エコム社外取締役 静岡大学工学部大学院客員教授	一株

- (注) 1. 当社は取締役候補者櫻井美枝子氏より土地の一部を賃借しております。取締役候補者櫻井美枝子氏は桜井興産株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社へ土地及び建物の一部を賃貸しております。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 関伸一氏は、関ものづくり研究所の代表であります。当社は、同社との間でデジタルエンジニアリング導入支援等に係る取引関係がありますが、その金額は僅少であります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 関伸一氏は社外取締役候補者であります。
6. 関伸一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、会社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 関伸一氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役1名が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
すずき しゅういちろう 鈴木 修一郎 (1949年6月26日)	1963年4月 名古屋国税局総務部総務課 2001年7月 清水税務署副署長 2007年7月 熱海税務署長 2008年7月 国税局退職 2008年8月 税理士登録 税理士開業(現任) 2010年6月 当社社外監査役(現任) 2021年6月 磐田化学工業株式会社 社外監査役(現任) (重要な兼職状況) 磐田化学工業株式会社 社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木修一郎氏は社外監査役候補者であります。
3. 鈴木修一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、同氏に対し、税理士としての税務の専門的見地からの意見、発言を期待するものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
4. 鈴木修一郎氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

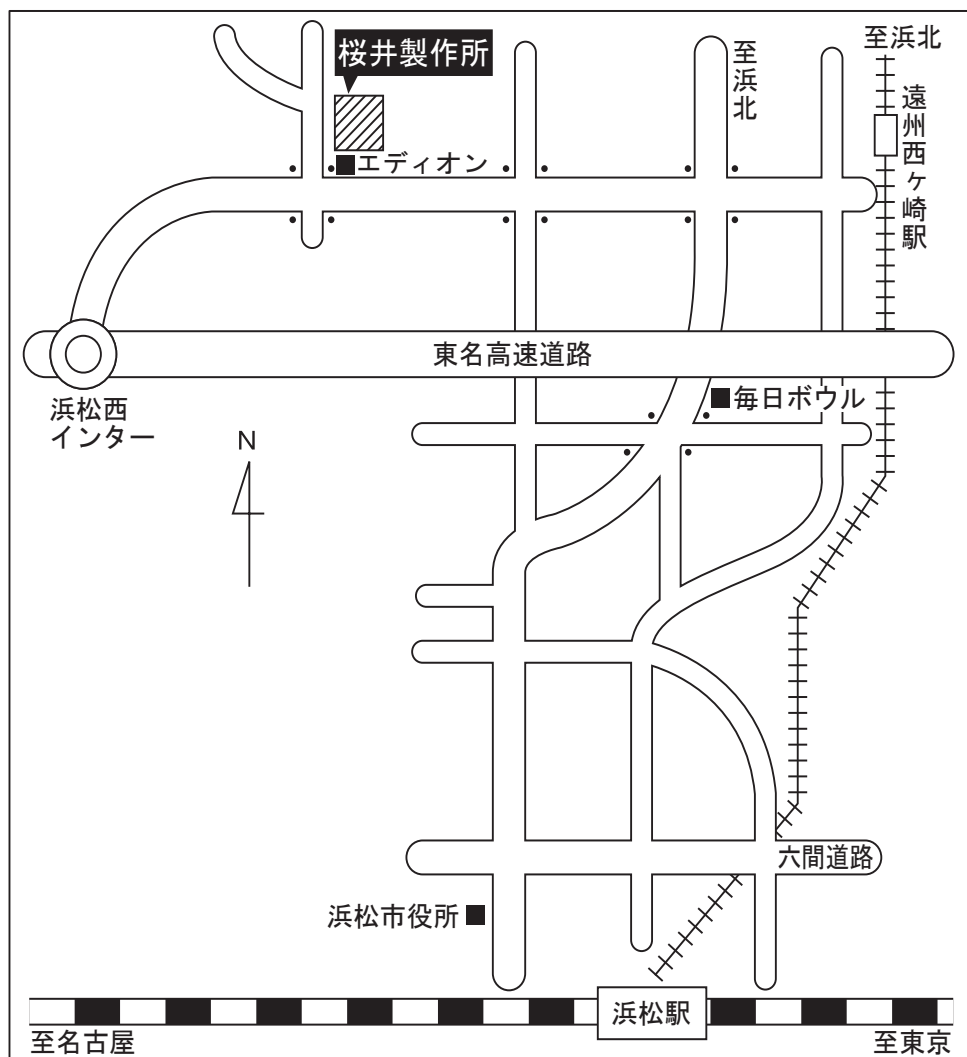
当社の取締役の報酬額は、1991年6月27日開催の第43回定時株主総会において、月額9百万円以内、監査役の報酬額は1997年6月27日開催の第49回定時株主総会において、月額2百万円以内とする旨でご承認いただき今日に至っておりますが経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、また今後の機動的な運用を可能にするとともに、取締役及び監査役の賞与を報酬枠内で支給することを考慮して、現行の月額による定めを年額による定めに変更、取締役の報酬額を年額1億8百万円以内(うち社外取締役分は年額12百万円以内)、監査役の報酬額を年額2千4百万円以内に改定いたしたいと存じます。

本改定は、当社の業績の伸展、経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大、及び今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)ですが、第3号議案及び4号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終了後の取締役は5名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)となります。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 静岡県浜松市東区半田町720番地
株式会社 桜井製作所 本社会議室

電話 (053) 432-1711 (代)

最寄りの交通機関

1. JR線 浜松駅下車タクシー25分
2. 遠州鉄道線 遠州西ヶ崎駅下車タクシー7分
3. 東名高速道路 浜松西インターより7km